

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長 殿
【提出日】 平成23年7月12日提出
【計算期間】 第50計算期間
（自 平成22年4月20日 至 平成23年4月19日）
【ファンド名】 公社債投信（4月号）
【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 石橋 俊朗
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【事務連絡者氏名】 長谷川 英男
【連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【電話番号】 03-5695-2111
【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、公社債への投資により、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産（収益の源泉）	債券
属性区分	投資対象資産	資産複合（債券、その他資産（投資信託証券（債券）））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド

（注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「資産複合」…目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1 円建ての公社債を組入れの中心として、安定運用を行ないます。

- 国債、地方債、金融債、社債等の公社債で運用します。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資家のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドから公社債等への直接投資を行なうことができるものとします。



2 当ファンドのご購入は、年1回に限定されています。

- ご購入の申込みは、原則として決算日以前の約1か月間の申込期間中に受付けます。追加設定は、当該各決算日の翌営業日に行ないます。
- ご換金は、原則としていつでもお申込みできます。

3 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄およびマル優制度を利用できます。

- 財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄を利用した場合には、元金550万円まで、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）を利用した場合には、一人につき元金350万円（すでに利用している場合には、その金額を差引いた額）まで、収益分配金と償還時の個別元本超過額には、所得税および地方税はかかりません。

（注1）少額貯蓄非課税制度（マル優制度）は、平成18年以降、障害者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されています。

（注2）財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄および少額貯蓄非課税制度（マル優制度）は、販売会社によっては、利用できない場合があります。

4 毎年4月19日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を超過する額の全額を収益分配金に充当します。

ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。

※元本総額とは、元本の額（1万口当たり1万円）の合計額をいいます。

(2) 【ファンドの沿革】

昭和36年4月24日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（ 3 ）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑ ↓ 1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（ 3 ）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
↓ 運用指図 ↑ ↓ 2	損益↑↓信託金（ 3 ）	
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	本邦通貨表示の公社債 など （ファミリーファンド方式で運用します。）	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3 販売会社は、申込期間における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（平成23年5月末日現在）>

- ・ 資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・ 沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

本邦通貨表示の公社債および公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

本邦通貨表示の公社債およびマザーファンドの受益証券を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

(2) 【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものに限りま。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前5.までの証券の性質を有するもの
7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

10. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.から前4.までの証券および前6.の証券のうち前1.から前4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

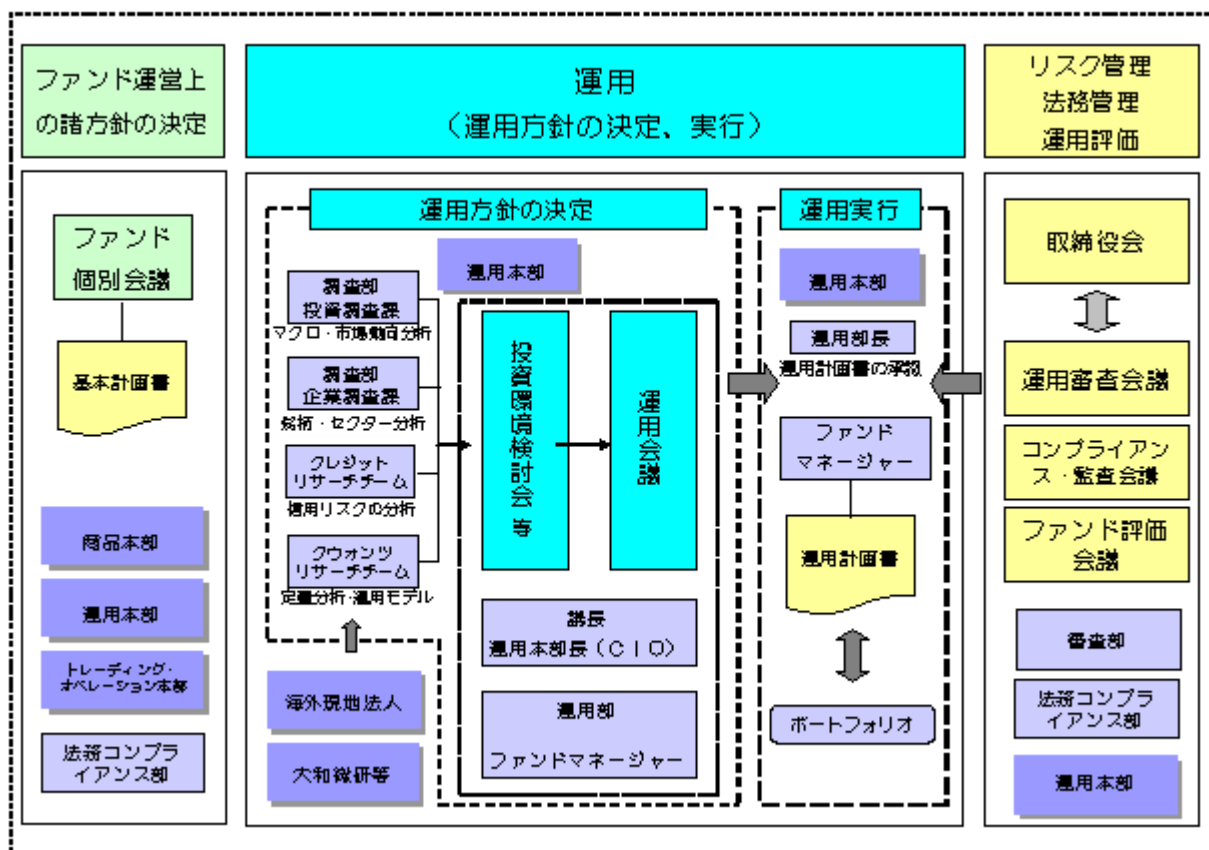
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（ＣＩＯ）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

ＣＩＯが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．運用本部長（ＣＩＯ）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する組織運営
- ・ ファンドマネージャーの任命・変更
- ・ 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・ 各ファンドの分配政策の決定
- ・ 代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．運用副本部長（１～５名程度）

ＣＩＯを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．運用部長（各運用部に１名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は20～30名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成23年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎年1回決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額（元本の額（1万口当たり1万円）の合計額をいいます。）を超過する額の全額を収益分配金に充当いたします。ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。

(5) 【投資制限】

マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）および有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下本2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権

信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債をロ．に定める範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

ロ．前イ．の公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ．前ロ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ニ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

現金担保付債券貸借取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、現金担保付債券貸借取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の指図は、貸借取引の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、前ロ．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二．前イ．の貸借取引の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 参 考 > マザーファンド（公社債投信マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

主要投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

本邦通貨表示の公社債を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

(2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものに限り、）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前5.までの証券の性質を有するもの
7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
10. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.から前4.までの証券および前6.の証券のうち前1.から前4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前 の1.から4.までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

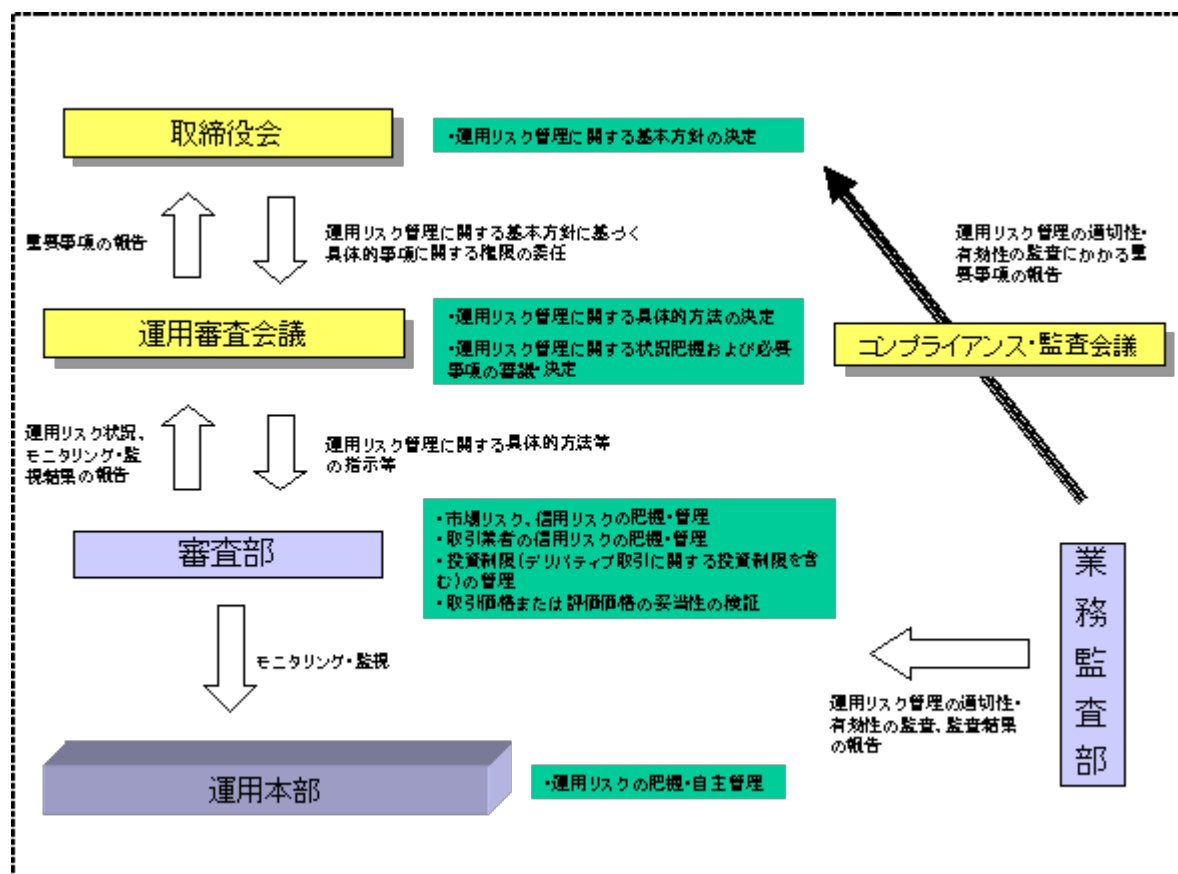
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

換金手数料は、受益権の取得日に応じて、次のとおりとします。

1. 受益者が昭和37年4月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき26.25円（税抜25円）
2. 受益者が昭和37年4月21日以降平成13年3月21日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき105円（税抜100円）
3. 受益者が平成13年3月22日以降平成14年3月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき26.25円（税抜25円）
4. 受益者が平成14年3月21日以降に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき105円（税抜100円）以内（実際に適用する金額は、1万口につき2.1円（税抜2円）とします。）

ただし、委託会社は、販売会社にやむを得ない事情があるとき（委託会社に申出た場合に限りです。）は、手数料を徴収しないことができます。

換金手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、1.の額に2.の額を加算した額以内の額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

1. 計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額（元本の額（1万口当たり1万円とします。以下同じ。）の合計額をいいます。）に年率0.5%を乗じて得た額以内の額（以下「基準報酬」といいます。）。なお、平成23年4月の決算日の翌日以降の基準報酬は、元本総額に年率0.02%を乗じて得た額とします。
2. 一部解約にかかる受益権口数に関して解約申込日の基準価額が元本総額を超過する額および毎決算日の基準報酬計上後で収益分配前の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額ならびに償還日の基準報酬計上後の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額に対して14%の率を乗じて得た額以内の額（以下「実績報酬」といいます。）。ただし、実績報酬の上限は、信託財産の元本総額（一部解約の場合は当該受益権の元本総額）に対して年率0.207%を乗じて得た額とします。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への分配については、原則として、次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
基準報酬	総額の27.6%	総額の65.4%	総額の7%
実績報酬	総額の30%	総額の70%	0

前 の販売会社への分配は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。なお、販売会社への分配には、当該分配に対する消費税等に相当する金額が含まれています。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。また、信託財産において現金担保付債券貸借取引の借入れを行なった場合、当該借入れにかかる品借料は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は公社債投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行なわれます。

< 財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄について >

当ファンドでは、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄を利用した場合、元金550万円までの収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に税金はかかりません。

< マル優制度について >

当ファンドでは、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。少額貯蓄非課税制度（マル優制度）を利用した場合、一人につき元金350万円（すでにご利用の場合には、その金額を差引いた額）までの収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に税金はかかりません。

なお、同制度は、平成18年から、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されております。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

< 注 > 個別元本について

原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額（平成14年3月31日以前の取得にかかる受益権の信託時の受益権の価額については1万口当たり1万円）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

（ ）上記は、平成23年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成23年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
地方債証券	752,548,762	4.31
内 日本	752,548,762	4.31
特殊債券	2,310,342,550	13.22
内 日本	2,310,342,550	13.22
社債券	1,109,846,848	6.35
内 日本	1,109,846,848	6.35
親投資信託受益証券	12,730,776,814	72.85
内 日本	12,730,776,814	72.85
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	571,145,077	3.27
純資産総額	17,474,660,051	100.00

（参考）公社債投信マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
国債証券	5,803,130,065	3.24
内 日本	5,803,130,065	3.24
地方債証券	26,378,346,592	14.73
内 日本	26,378,346,592	14.73
特殊債券	51,866,568,278	28.97
内 日本	51,866,568,278	28.97
社債券	86,130,786,666	48.11
内 日本	86,130,786,666	48.11
その他有価証券	6,998,045,422	3.91
内 日本	6,998,045,422	3.91
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,867,415,470	1.04
純資産総額	179,044,292,493	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成23年5月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	公社債投信マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	12,271,811,080	1.03720 12,728,334,018	1.0374 12,730,776,814	- -	72.85%

2	209 信金中金	日本	特殊債券	-	500,000,000	100.93 504,693,410	100.93 504,693,410	1.350000 12/04/27	2.89%
3	い683 利付商工債	日本	特殊債券	-	500,000,000	100.93 504,693,410	100.93 504,693,410	1.350000 12/04/27	2.89%
4	63 道路機構	日本	特殊債券	-	500,000,000	99.97 499,863,980	99.97 499,863,980	0.230000 12/03/19	2.86%
5	62 道路機構	日本	特殊債券	-	400,000,000	99.96 399,859,200	99.96 399,859,200	0.220000 12/03/19	2.29%
6	584 東京都公債	日本	地方債証券	-	364,800,000	101.04 368,613,182	101.04 368,613,182	1.400000 12/04/25	2.11%
7	17-3 長野県債	日本	地方債証券	-	280,000,000	101.08 283,024,740	101.08 283,024,740	1.500000 12/04/25	1.62%
8	21 住友化学工業	日本	社債券	-	200,000,000	101.10 202,215,015	101.10 202,215,015	1.590000 12/04/26	1.16%
9	53 三菱地所	日本	社債券	-	200,000,000	101.10 202,213,390	101.10 202,213,390	1.580000 12/04/26	1.16%
10	39 三井住友銀行	日本	社債券	-	200,000,000	100.90 201,804,927	100.90 201,804,927	1.320000 12/04/20	1.15%
11	5 みずほコーポレート	日本	社債券	-	200,000,000	100.90 201,804,244	100.90 201,804,244	1.360000 12/04/27	1.15%
12	111 利付商工債	日本	特殊債券	-	200,000,000	100.66 201,334,920	100.66 201,334,920	1.050000 12/04/27	1.15%
13	103 三菱東京UFJBK	日本	社債券	-	200,000,000	100.62 201,244,332	100.62 201,244,332	1.015000 12/04/16	1.15%
14	60 道路機構	日本	特殊債券	-	200,000,000	99.94 199,897,630	99.94 199,897,630	0.200000 12/03/19	1.14%
15	14-1 北海道公債	日本	地方債証券	-	100,000,000	100.91 100,910,840	100.91 100,910,840	1.400000 12/04/25	0.58%
16	12 豊田自動織機	日本	社債券	-	100,000,000	100.56 100,564,940	100.56 100,564,940	1.030000 12/03/19	0.58%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
地方債証券	4.31%
特殊債券	13.22%
社債券	6.35%
親投資信託受益証券	72.85%
合計	96.73%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）公社債投信マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	オリックス CP 20110630 日本	その他有価証券 -	7,000,000,000	99.97 6,998,045,422	99.97 6,998,045,422	- -	3.91%
2	4 三井住友 B K 劣後 日本	社債券 -	6,800,000,000	100.09 6,806,144,753	100.09 6,806,144,753	1.950000 11/06/20	3.80%
3	5 野村ホールディングス 日本	社債券 -	5,100,000,000	100.82 5,141,889,972	100.82 5,141,889,972	1.350000 12/03/23	2.87%
4	5 8 7 東京都公債 日本	地方債証券 -	4,500,000,000	101.32 4,559,557,500	101.25 4,556,614,500	1.300000 12/07/25	2.54%
5	5 みずほコーポレート 日本	社債券 -	4,400,000,000	100.90 4,439,693,198	100.90 4,439,693,198	1.360000 12/04/27	2.48%
6	3 0 利付商工債 日本	特殊債券 -	4,000,000,000	100.00 4,000,000,000	100.00 4,000,000,000	0.230000 12/02/15	2.23%
7	6 2 道路機構 日本	特殊債券 -	3,500,000,000	99.96 3,498,768,210	99.96 3,498,768,210	0.220000 12/03/19	1.95%
8	2 0 1 信金中金 日本	特殊債券 -	3,100,000,000	100.31 3,109,837,994	100.31 3,109,837,994	1.600000 11/08/26	1.74%
9	1 4 - 1 京都府公債 日本	地方債証券 -	3,000,000,000	101.13 3,034,181,872	101.13 3,034,181,872	1.400000 12/05/21	1.69%
10	1 1 8 利付商工債 日本	特殊債券 -	3,000,000,000	100.48 3,014,490,000	100.42 3,012,831,000	0.600000 12/11/27	1.68%
11	5 7 5 年国債 日本	国債証券 -	3,000,000,000	100.06 3,002,050,972	100.06 3,002,050,972	1.400000 11/06/20	1.68%
12	Komatsu Finance America 日本	社債券 -	3,000,000,000	100.02 3,000,846,972	100.02 3,000,846,972	0.692000 11/07/21	1.68%
13	4 国際協力銀行 日本	特殊債券 -	2,870,000,000	101.01 2,899,079,820	101.01 2,899,079,820	1.520000 12/03/20	1.62%
14	1 3 野村ホールディング 日本	社債券 -	2,600,000,000	101.49 2,638,786,000	101.37 2,635,781,200	1.720000 12/06/15	1.47%
15	2 みずほコーポレート 日本	社債券 -	2,600,000,000	100.21 2,605,609,064	100.21 2,605,609,064	1.720000 11/07/27	1.46%
16	2 5 日本政策投資 B 日本	特殊債券 -	2,500,000,000	100.36 2,509,131,688	100.36 2,509,131,688	1.410000 11/09/20	1.40%
17	AMERICAN HONDA FINANCE 日本	社債券 -	2,500,000,000	100.12 2,503,132,280	100.12 2,503,132,280	1.710000 11/08/24	1.40%
18	6 0 道路機構 日本	特殊債券 -	2,500,000,000	99.94 2,498,720,550	99.94 2,498,720,550	0.200000 12/03/19	1.40%
19	3 西日本高速道路 日本	特殊債券 -	2,400,000,000	100.24 2,405,847,288	100.24 2,405,847,288	1.040000 11/09/20	1.34%
20	1 1 野村ホールディング 日本	社債券 -	2,321,000,000	100.25 2,326,913,836	100.25 2,326,913,836	1.260000 11/09/16	1.30%
21	2 0 8 信金中金 日本	特殊債券 -	2,300,000,000	100.85 2,319,720,268	100.85 2,319,720,268	1.300000 12/03/27	1.30%
22	7 1 三菱商事 日本	社債券 -	2,251,000,000	100.50 2,262,288,839	100.50 2,262,288,839	1.160000 11/12/26	1.26%
23	9 Y K K 日本	社債券 -	2,200,000,000	101.17 2,225,777,785	101.17 2,225,777,785	1.690000 12/04/18	1.24%
24	1 0 日産フィナンシャル 日本	社債券 -	2,200,000,000	100.04 2,201,075,722	100.04 2,201,075,722	1.230000 11/06/20	1.23%
25	5 8 5 東京都公債 日本	地方債証券 -	2,074,880,000	101.17 2,099,217,326	101.17 2,099,217,326	1.400000 12/05/25	1.17%
26	1 8 - 8 北海道 5 年 日本	地方債証券 -	2,000,000,000	100.63 2,012,792,672	100.63 2,012,792,672	1.500000 11/11/30	1.12%

27	Komatsu Finance America 日本	社債券 -	2,000,000,000	100.26 2,005,208,412	100.26 2,005,208,412	1.435000 12/02/22	1.12%
28	3 6 日立キャピタル 日本	社債券 -	2,000,000,000	100.05 2,001,161,493	100.05 2,001,161,493	1.450000 11/06/20	1.12%
29	2 9 1 2 年国債 日本	国債証券 -	2,000,000,000	100.04 2,000,944,668	100.04 2,000,944,668	0.200000 12/04/15	1.12%
30	Mizuho Securities Co Ltd 日本	社債券 -	2,000,000,000	100.00 2,000,072,370	100.00 2,000,072,370	0.540000 12/04/26	1.12%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	3.24%
地方債証券	14.73%
特殊債券	28.97%
社債券	48.11%
その他有価証券	3.91%
合計	98.96%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
設定時 (昭和36年4月24日)	3,000,000,000	-	1.0000	-
第41計算期間末 (平成14年4月19日)	58,388,212,670	58,980,677,755	1.0000	1.0101
第42計算期間末 (平成15年4月21日)	48,130,207,774	48,301,118,111	1.0000	1.0036
第43計算期間末 (平成16年4月19日)	38,312,129,366	38,352,433,725	1.0000	1.0011
第44計算期間末 (平成17年4月19日)	31,216,512,446	31,244,170,268	1.0000	1.0009
第45計算期間末 (平成18年4月19日)	26,374,142,930	26,397,510,399	1.0000	1.0009

第46計算期間末 (平成19年4月19日)	21,317,067,239	21,390,824,280	1.0000	1.0035
第47計算期間末 (平成20年4月21日)	19,589,567,591	19,710,062,995	1.0000	1.0062
第48計算期間末 (平成21年4月20日)	18,207,094,891	18,327,844,227	1.0000	1.0066
第49計算期間末 (平成22年4月19日)	17,349,492,894	17,450,276,008	1.0000	1.0058
平成22年5月末日	18,226,485,857	-	1.0005	-
6月末日	18,106,564,017	-	1.0008	-
7月末日	18,002,816,187	-	1.0011	-
8月末日	17,866,668,526	-	1.0014	-
9月末日	17,771,199,384	-	1.0016	-
10月末日	17,669,449,710	-	1.0019	-
11月末日	17,553,929,879	-	1.0019	-
12月末日	17,411,408,187	-	1.0022	-
平成23年1月末日	17,244,767,470	-	1.0024	-
2月末日	17,078,865,058	-	1.0025	-
3月末日	16,816,874,721	-	1.0026	-
第50計算期間末 (平成23年4月19日)	16,652,501,119	16,690,701,948	1.0000	1.0023
4月末日	17,631,780,162	-	1.0000	-
5月末日	17,474,660,051	-	1.0000	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金（円）
第41計算期間	0.010147
第42計算期間	0.003551
第43計算期間	0.001052
第44計算期間	0.000886
第45計算期間	0.000886
第46計算期間	0.003460
第47計算期間	0.006151
第48計算期間	0.006632
第49計算期間	0.005809
第50計算期間	0.002294

【収益率の推移】

	収益率（％）
第41計算期間	1.0
第42計算期間	0.4
第43計算期間	0.1
第44計算期間	0.1
第45計算期間	0.1
第46計算期間	0.3

第47計算期間	0.6
第48計算期間	0.7
第49計算期間	0.6
第50計算期間	0.2

[次へ](#)

(参考情報)

2011年5月31日現在
基準価額・純資産の推移

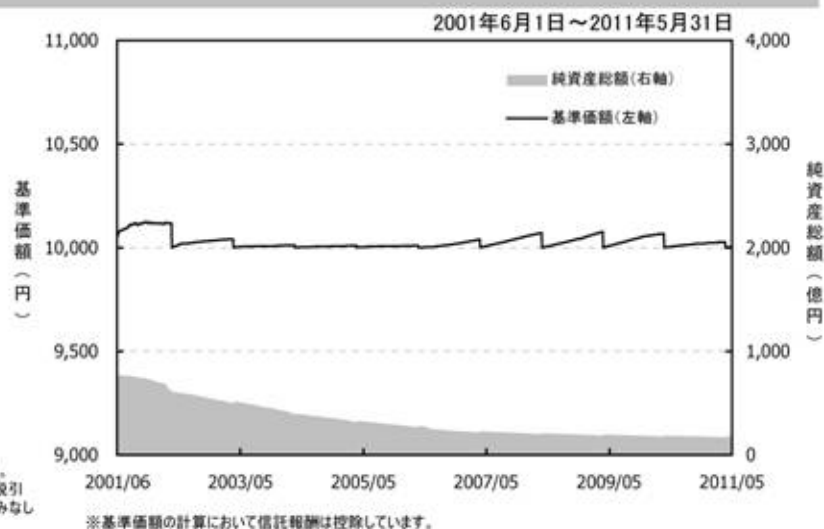
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	10,000円
純資産総額	174億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.0%
3カ月間	-0.0%
6カ月間	0.0%
1年間	0.2%
3年間	1.4%
5年間	2.4%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。



分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：22.94円 設定来分配金合計額：25,801.22円

決算期	第39期 00年4月	第40期 01年4月	第41期 02年4月	第42期 03年4月	第43期 04年4月	第44期 05年4月	第45期 06年4月	第46期 07年4月	第47期 08年4月	第48期 09年4月	第49期 10年4月	第50期 11年4月
分配金	110円	120円	101.47円	35.51円	10.52円	8.86円	8.86円	34.6円	61.51円	66.32円	58.09円	22.94円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

種類別構成		格付別構成			組入上位10銘柄			
種類	比率	債券	比率	短期金融資産	比率	組入銘柄	資産	償還日(期日)
国債証券	2.4%	AAA	17.5%	A-1	3.0%	い683 利付商工債	債券	2012/04/27
地方債証券	15.0%	AA	32.3%	A-2	-	209 信金中金	債券	2012/04/27
特殊債証券	15.4%	A	38.4%	A-3	-	5 みずほコーポレート	債券	2012/04/27
金融債券	19.0%	BBB	-	B以下	-	オリックス	CP	2011/06/30
普通社債券等	41.4%	BB以下	-	無格付	-	4 三井住友BK劣後	債券	2011/06/20
CP	2.8%	無格付	8.9%			5 野村ホールディングス	債券	2012/03/23
CD	-					30 利付商工債	債券	2012/02/15
CP現先取引	-					21 住友化学工業	債券	2012/04/26
国債現先取引	-					111 利付商工債	債券	2012/04/27
コール・ローン、その他	4.0%					201 信金中金	債券	2011/08/26
合計	100.0%	合計	97.0%	合計	3.0%	合計		23.0%

※種類別構成について、「普通社債券等」は、海外の国債証券、海外の地方債証券、海外の特殊債証券を含みます。

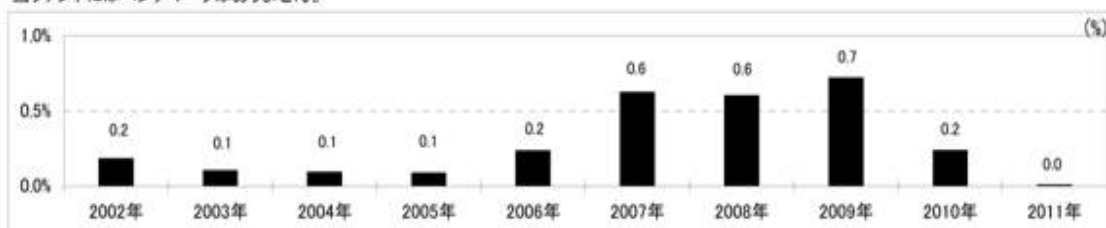
※格付別構成は、有価証券に対する比率です。

※格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

※組入上位10銘柄は、国債証券、政府保証債券、地方債証券、特殊債証券、現先取引を除いています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2011年は5月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第41計算期間	6,557,137,292	23,057,157,699
第42計算期間	5,573,351,293	15,831,353,891
第43計算期間	3,534,435,572	13,352,505,755
第44計算期間	1,621,288,579	8,716,913,547
第45計算期間	1,475,819,807	6,318,204,690
第46計算期間	1,330,701,906	6,387,757,162
第47計算期間	1,386,261,579	3,113,762,279
第48計算期間	1,348,045,999	2,730,532,121
第49計算期間	1,208,517,837	2,066,117,575
第50計算期間	1,062,594,008	1,759,573,802

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄または財形住宅貯蓄を利用する場合、取得申込者は、販売会社と「積立投資約款」、「勤労者財産形成貯蓄約款」、「勤労者財産形成年金貯蓄約款」または「勤労者財産形成住宅貯蓄約款」にしがたい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、1万口単位または1万円単位として販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。ただし、「分配金再投資コース」については、1,000円以上1円単位、3,000口以上1口単位、3,000円以上1円単位、5,000口以上1口単位、5,000円以上1円単位または1万円以上1円単位、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄については、1,000円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、各計算期間終了日の基準価額とします。

お申込手数料は、かかりません。

販売会社が定める時間までに受付けた取得の申込みを、当日の受付分として取扱います。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしがたい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社が定める時間までに受付けた換金の申込みを、当日の受付分として取扱います。

イ．一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位（当該受益者が「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄を利用している場合には1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から、当該一部解約にかかる実績報酬を控除した価額とします。

受益者は、解約価額を、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

委託会社は、受益者が一部解約の実行を請求したときは、一部解約金から、当該一部解約にかかる受益権の取得日に応じて、次に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴収するものとします。

1. 受益者が昭和37年4月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき26.25円（税抜25円）
2. 受益者が昭和37年4月21日以降平成13年3月21日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき105円（税抜100円）
3. 受益者が平成13年3月22日以降平成14年3月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき26.25円（税抜25円）
4. 受益者が平成14年3月21日以降に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき105円（税抜100円）以内（実際に適用する金額は、1万口につき2.1円（税抜2円）とします。）

ただし、委託会社は、販売会社にやむを得ない事情があるとき（委託会社に申出た場合に限りです。）は、手数料を徴収しないことができます。

1万口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の20%）、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を差引いた額とします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、これにより、受益者に対し一部解約金を支払う責に任じないものとします。

□．買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があった場合には、その買取りの申込みを受付けた日の基準価額から実績報酬および当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額ならびに一部解約にかかる手数料と同額の手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を控除した価額をもって、振替受益権を買取るものとします。

受益者は、当該価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

振替受益権の買取りは、1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位とします。ただし、「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄にかかる振替受益権については、1口単位とすることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・ 公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1．日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 - 2．金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 - 3．価格情報会社の提供する価額

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ 公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1．日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 - 2．金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 - 3．価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・ お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、追加信託においては、追加信託金と追加信託にかかる元本の額との差額を追加信託差損金として計上します。また、委託会社は、信託の一部解約においては、一部解約にかかる元本の額と一部解約にかかる個別元本の合計額との差額を追加信託差損金から控除するとともに、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を超過する場合には当該超過額を解約差損金として計上し、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を下回る場合には当該差額を解約差益金として計上します。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限です。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年4月20日から翌年4月19日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

なお、販売会社によっては、次のようなとりまとめ交付を採用しています。

「分配金再投資コース」をご利用の場合には、年1回、公社債投信の1月号から12月号までの運用報告書を取りまとめたものをあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。財形貯蓄、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄をご利用の場合には、年4回、3か月分の運用報告書を取りまとめたものをあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。なお、ご希望により、「分配金再投資コース」をご利用の場合には、毎月決算ごと、年4回（3か月分とりまとめ）、年2回（6か月分とりまとめ）のいずれかに、財形貯蓄、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄をご利用の場合には、毎月決算ごとに送付方法を変更することができます。変更をご希望の方は販売会社にお申出下さい。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに支払います。

ただし、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月19日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第50期計算期間（平成22年4月20日から平成23年4月19日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1 【財務諸表】

公社債投信（4月号）

公社債投信（4月号）
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第49期 平成22年4月19日現在	第50期 平成23年4月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	406,401,858	98,801,207
地方債証券	403,713,560	953,534,543
特殊債券	1,910,989,145	2,611,795,690
社債券	1,907,791,775	1,410,053,050
親投資信託受益証券	12,865,619,403	11,618,233,767
未収利息	6,114,245	12,484,018
前払費用	2,753,340	10,015,667
流動資産合計	17,503,383,326	16,714,917,942
資産合計	17,503,383,326	16,714,917,942
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	100,783,114	38,200,829
未払解約金	31,662,523	13,831,155
未払受託者報酬	257,510	246,868
未払委託者報酬	20,999,024	9,957,028
その他未払費用	188,261	180,943
流動負債合計	153,890,432	62,416,823
負債合計	153,890,432	62,416,823
純資産の部		
元本等		
元本	17,349,477,498	16,652,497,704
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,396	3,415
元本等合計	17,349,492,894	16,652,501,119
純資産合計	17,349,492,894	16,652,501,119
負債純資産合計	17,503,383,326	16,714,917,942

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第49期 自 平成21年4月21日 至 平成22年4月19日	第50期 自 平成22年4月20日 至 平成23年4月19日
営業収益		
受取利息	65,676,042	43,622,186
有価証券売買等損益	63,925,213	7,799,127
営業収益合計	129,601,255	51,421,313
営業費用		
受託者報酬	257,510	246,868
委託者報酬	20,999,024	9,957,028
その他費用	387,727	370,876
営業費用合計	21,644,261	10,574,772
営業利益	107,956,994	40,846,541
経常利益	107,956,994	40,846,541
当期純利益	107,956,994	40,846,541
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	17,655	15,396
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,176,139	2,657,693
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,176,139	2,657,693
分配金	₁ 100,783,114	₁ 38,200,829
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,396	3,415

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第49期 自 平成21年4月21日 至 平成22年4月19日	第50期 自 平成22年4月20日 至 平成23年4月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	(1)地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成21年4月19日が休日のため、前計算期間末日を平成21年4月20日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	—————

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第49期 平成22年4月19日現在	第50期 平成23年4月19日現在
1. 1 期首元本額	18,207,077,236円	17,349,477,498円
期中追加設定元本額	1,208,517,837円	1,062,594,008円
期中一部解約元本額	2,066,117,575円	1,759,573,802円
2. 計算期間末日における受益権の総数	17,349,477,498口	16,652,497,704口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第49期 自 平成21年4月21日 至 平成22年4月19日	第50期 自 平成22年4月20日 至 平成23年4月19日
1 分配金の計算過程	計算期間末における純資産額の元本超過額100,798,510円を分配対象額として100,783,114円（1万口当たり58.09円）を分配金額としております。	計算期間末における純資産額の元本超過額38,204,244円を分配対象額として38,200,829円（1万口当たり22.94円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第49期 自 平成21年4月21日 至 平成22年4月19日	第50期 自 平成22年4月20日 至 平成23年4月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第49期 平成22年4月19日現在	第50期 平成23年4月19日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)コールローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(追加情報)

第49期 自 平成21年4月21日 至 平成22年4月19日	第50期 自 平成22年4月20日 至 平成23年4月19日
第49期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月19日まで）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第49期 平成22年4月19日現在	第50期 平成23年4月19日現在
	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
地方債証券	742,440	7,311,097
特殊債証券	3,376,855	4,451,610
社債証券	5,190,225	7,966,350
親投資信託受益証券	37,934,929	32,887,363
合計	28,625,409	13,158,306

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第49期 平成22年4月19日現在	第50期 平成23年4月19日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第49期 自 平成21年4月21日 至 平成22年4月19日	第50期 自 平成22年4月20日 至 平成23年4月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第49期 平成22年4月19日現在	第50期 平成23年4月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0000円 (10,000円)	1.0000円 (10,000円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
地方債証券	5 8 4 東京都公債	364,800,000	369,087,129	
	1 4 - 1 北海道公債	100,000,000	101,025,700	

	1 3 - 1 大阪市公債	100,000,000	100,021,866	
	2 1 5 特別大阪府	100,000,000	100,017,168	
	1 7 - 3 長野県債	280,000,000	283,382,680	
地方債証券 合計		944,800,000	953,534,543	
特殊債券	6 0 道路機構	200,000,000	199,882,972	
	6 2 道路機構	400,000,000	399,839,040	
	6 3 道路機構	500,000,000	499,844,492	
	い 6 8 3 利付商工債	500,000,000	505,328,000	
	1 9 7 しんきん中金	100,000,000	100,027,867	
	2 0 9 信金中金	500,000,000	505,328,000	
	9 9 利付商工債	200,000,000	200,031,519	
	1 1 1 利付商工債	200,000,000	201,513,800	
特殊債券 合計		2,600,000,000	2,611,795,690	
社債券	2 1 住友化学工業	200,000,000	202,510,200	
	1 2 豊田自動織機	100,000,000	100,645,916	
	5 みずほコーポレート	200,000,000	202,050,600	
	1 みずほコーポレート	200,000,000	200,054,710	
	1 0 3 三菱東京ＵＦＪＢＫ	200,000,000	201,407,124	
	3 9 三井住友銀行	200,000,000	202,032,000	
	5 3 三菱地所	200,000,000	202,510,600	
	4 9 3 東京電力	100,000,000	98,841,900	
社債券 合計		1,400,000,000	1,410,053,050	
親投資信託受益証券	公社債投信マザーファンド	11,201,536,606	11,618,233,767	
親投資信託受益証券 合計		11,201,536,606	11,618,233,767	
合計		16,146,336,606	16,593,617,050	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「公社債投信マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

		平成22年4月19日現在	平成23年4月19日現在
		金 額（円）	金 額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,900,235,109	98,323,511
国債証券		3,540,618,440	5,807,579,923
地方債証券		17,107,386,244	32,205,502,521
特殊債券		47,634,541,731	49,326,941,704
社債券		84,457,567,545	89,939,919,258
その他有価証券	2	9,993,565,407	6,995,309,122
未収入金		-	903,681,000
未収利息		380,435,029	509,741,037
前払費用		58,731,014	73,834,624
流動資産合計		167,073,080,519	185,860,832,700
資産合計		167,073,080,519	185,860,832,700
負債の部			
流動負債			
未払金		4,203,161,000	2,225,493,000
流動負債合計		4,203,161,000	2,225,493,000
負債合計		4,203,161,000	2,225,493,000
純資産の部			
元本等			
元本	1	157,522,843,760	177,054,529,066
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		5,347,075,759	6,580,810,634
元本等合計		162,869,919,519	183,635,339,700
純資産合計		162,869,919,519	183,635,339,700
負債純資産合計		167,073,080,519	185,860,832,700

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成21年4月21日 至 平成22年4月19日	自 平成22年4月20日 至 平成23年4月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びその他有価証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びその他有価証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成22年4月19日現在	平成23年4月19日現在

1.	1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	166,211,946,440円	157,522,843,760円
	同期中における追加設定元本額	170,186,651,708円	172,783,875,239円
	同期中における一部解約元本額	178,875,754,388円	153,252,189,933円
	同期末における元本の内訳 ファンド名		
	公社債投信（1月号）	11,981,251,276円	14,450,695,533円
	公社債投信（2月号）	13,327,017,526円	13,682,381,341円
	公社債投信（3月号）	13,391,777,446円	12,735,201,686円
	公社債投信（4月号）	12,443,775,417円	11,201,536,606円
	公社債投信（5月号）	9,194,565,802円	8,423,832,398円
	公社債投信（6月号）	15,481,929,769円	16,907,762,013円
	公社債投信（7月号）	14,791,584,315円	18,931,746,242円
	公社債投信（8月号）	11,753,215,918円	14,689,650,095円
	公社債投信（9月号）	11,709,718,963円	15,096,226,287円
	公社債投信（10月号）	12,234,808,286円	12,338,924,537円
	公社債投信（11月号）	11,329,875,028円	12,987,313,329円
	公社債投信（12月号）	19,883,324,014円	25,609,258,999円
	計	157,522,843,760円	177,054,529,066円
2.	本報告書における開示対象ファンドの 計算期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	157,522,843,760口	177,054,529,066口
3.	2 その他有価証券の内訳	短期社債等 9,993,565,407円	短期社債等 6,995,309,122円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成21年4月21日 至 平成22年4月19日	自 平成22年4月20日 至 平成23年4月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成22年4月19日現在	平成23年4月19日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)コールローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（追加情報）

自 平成21年4月21日 至 平成22年4月19日	自 平成22年4月20日 至 平成23年4月19日
本報告書における開示対象ファンドの当計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月19日まで）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	――

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成22年4月19日現在	平成23年4月19日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	20,701,560	29,320,077
地方債証券	52,753,466	252,829,384
特殊債券	91,299,931	179,517,252
社債券	140,228,215	483,470,830
その他有価証券 （短期社債等）	7,966,556 (7,966,556)	1,172,700 (1,172,700)
合計	297,016,616	943,964,843

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年4月21日から平成22年4月19日まで、及び平成22年4月20日から平成23年4月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成22年4月19日現在	平成23年4月19日現在
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	平成22年4月19日現在	平成23年4月19日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0339円 (10,339円)	1.0372円 (10,372円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	2 9 0 2 年国債	800,000,000	800,153,955	
	2 9 1 2 年国債	2,000,000,000	2,001,068,232	
	5 7 5 年国債	3,000,000,000	3,006,357,736	
国債証券 合計		5,800,000,000	5,807,579,923	
地方債証券	5 8 2 東京都公債	400,000,000	404,440,242	
	5 8 4 東京都公債	1,310,000,000	1,325,395,120	
	5 8 5 東京都公債	2,074,880,000	2,101,102,333	
	5 8 7 東京都公債	4,500,000,000	4,559,557,500	
	6 5 7 東京都公債	2,000,000,000	2,001,103,104	
	1 3 - 1 北海道公債	108,800,000	109,208,338	
	1 3 - 2 北海道公債	700,000,000	704,111,978	
	1 4 - 1 北海道公債	1,700,000,000	1,717,436,900	
	1 8 - 5 北海道5年	300,000,000	301,138,420	
	1 8 - 8 北海道5年	2,000,000,000	2,015,728,640	
	1 8 - 1 1 北海道5年	500,000,000	505,139,332	
	1 8 - 1 3 北海道5年	500,000,000	505,215,540	
	2 9 - 1 北海道公債	650,000,000	653,093,054	
	6 かながわ県民債	110,130,000	110,643,202	
	1 3 - い 神奈川県	285,000,000	288,194,055	
	2 4 5 大阪府公債	423,500,000	423,869,274	
	2 4 7 大阪府公債	500,000,000	503,139,324	
	2 2 大阪府5年	100,000,000	100,351,220	
	2 8 大阪府5年	100,000,000	101,048,581	
	3 1 大阪府5年	500,000,000	507,566,000	
	1 6 大阪府公債5年	1,530,000,000	1,544,528,448	
	1 4 - 1 兵庫県公債	300,000,000	303,469,200	
	1 3 - 2 静岡県公債	500,000,000	505,933,000	
	2 1 - 1 8 愛知県2年	200,000,000	200,009,471	
	1 8 - 1 島根県公債	510,000,000	513,760,530	
	1 8 - 2 福島県5年	300,000,000	303,064,920	
	1 4 - 1 大阪市公債	609,500,000	615,994,832	
	1 8 - 1 2 大阪市5年	100,000,000	101,103,768	
	1 8 - 2 京都市5年	570,000,000	575,678,832	
	1 3 - 1 1 神戸市公債	200,000,000	202,318,176	

	3 1 - 1 札幌市公債	250,000,000	251,977,520	
	2 1 5 特別大阪府	600,000,000	600,113,610	
	1 4 - 1 京都府公債	3,000,000,000	3,035,889,000	
	1 8 - 8 山形県債	1,500,000,000	1,510,536,369	
	1 7 - 1 千葉市債	3,000,000,000	3,003,642,688	
地方債証券 合計		31,931,810,000	32,205,502,521	
特殊債券	2 2 日本政策投資 B	600,000,000	601,783,410	
	2 5 日本政策投資 B	2,500,000,000	2,512,555,990	
	2 6 日本政策投資 B	100,000,000	100,498,060	
	5 2 道路機構	1,000,000,000	1,000,468,560	
	6 0 道路機構	2,500,000,000	2,498,537,220	
	6 2 道路機構	3,500,000,000	3,498,591,684	
	6 3 道路機構	2,000,000,000	1,999,377,968	
	ろ - 3 0 特阪神高速	310,000,000	310,543,268	
	2 国際協力銀行	100,000,000	100,523,420	
	4 国際協力銀行	2,870,000,000	2,903,248,194	
	4 住宅支援機構	800,000,000	813,903,200	
	2 7 国民生活債券	200,000,000	201,289,290	
	1 4 日本学生支援	400,000,000	402,006,660	
	1 6 日本学生支援	900,000,000	900,502,720	
	1 8 日本学生支援	200,000,000	200,083,839	
	1 9 日本学生支援	300,000,000	299,748,000	
	い 6 7 3 利付商工債	200,000,000	200,490,960	
	い 6 8 0 利付商工債	1,200,000,000	1,211,580,878	
	い 6 8 2 利付商工債	1,000,000,000	1,009,770,374	
	い 6 8 3 利付商工債	900,000,000	909,590,400	
	い 6 8 5 利付商工債	1,000,000,000	1,014,622,000	
	い 6 8 7 利付商工債	400,000,000	406,939,200	
	い 6 8 9 利付商工債	300,000,000	305,367,300	
	1 9 8 しんきん中金	100,000,000	100,136,451	
	1 9 9 しんきん中金	700,000,000	701,586,305	
	2 0 0 しんきん中金	200,000,000	200,793,206	
	2 0 1 信金中金	3,100,000,000	3,114,587,228	
	2 0 2 信金中金	530,000,000	532,632,278	
	2 0 3 信金中金	500,000,000	503,097,742	
	2 0 5 信金中金	400,000,000	403,125,374	
	2 0 7 信金中金	100,000,000	100,956,850	
	2 0 8 信金中金	2,300,000,000	2,322,471,814	
	2 0 9 信金中金	420,000,000	424,475,520	
	2 1 0 信金中金	100,000,000	101,143,600	
	2 1 3 信金中金	600,000,000	610,408,800	
	2 1 4 信金中金	400,000,000	405,951,600	
	2 1 5 信金中金	200,000,000	203,578,200	
	2 7 利付商工債	2,000,000,000	2,000,000,000	
	2 8 利付商工債	1,000,000,000	1,000,000,000	
	2 9 利付商工債	2,000,000,000	2,000,000,000	
	3 0 利付商工債	4,000,000,000	4,000,000,000	
	1 0 0 利付商工債	400,000,000	400,349,475	
	1 0 1 利付商工債	100,000,000	100,170,330	
	1 0 8 利付商工債	500,000,000	503,278,612	
	1 0 9 利付商工債	100,000,000	100,743,250	
	1 1 1 利付商工債	800,000,000	806,055,200	
	1 1 2 利付商工債	800,000,000	804,760,800	
	1 1 3 利付商工債	300,000,000	301,902,600	
	1 利付商工債券	300,000,000	304,913,400	
	1 0 1 住宅財形	166,000,000	166,629,870	

	4 東日本高速道路	100,000,000	100,453,120	
	3 西日本高速道路	2,400,000,000	2,408,039,940	
	1 3 鉄道建設・運	1,200,000,000	1,202,677,544	
特殊債券 合計		49,096,000,000	49,326,941,704	
社債券	2 A U S T ・ N Z 銀行	400,000,000	403,468,000	
	2 8 アサヒビール	200,000,000	200,439,538	
	1 サントリーホールディング	600,000,000	603,262,800	
	3 日本たばこ産業	900,000,000	902,879,786	
	4 日本たばこ産業	200,000,000	203,446,800	
	3 クラレ	300,000,000	301,338,720	
	2 3 王子製紙	200,000,000	200,620,392	
	1 9 住友化学工業	400,000,000	400,705,424	
	2 1 住友化学工業	300,000,000	303,765,300	
	3 2 三菱化学	100,000,000	100,465,080	
	3 6 三菱化学	100,000,000	100,735,568	
	6 大陽日酸	600,000,000	602,133,270	
	3 鐘淵化学工業	200,000,000	201,144,574	
	FR 0.6925% Royal Bank of Scotland PLC 20120316	500,000,000	499,591,786	
	1 花王	300,000,000	300,652,180	
	5 エーザイ	300,000,000	300,410,652	
	5 旭硝子	200,000,000	201,574,232	
	2 2 日本鋼管	100,000,000	103,428,500	
	1 8 住友電工	1,000,000,000	1,006,652,582	
	9 Y K K	2,200,000,000	2,229,129,595	
	1 2 豊田自動織機	100,000,000	100,645,916	
	6 小松製作所	100,000,000	100,584,800	
	6 パナソニック	1,700,000,000	1,712,991,888	
	1 9 シャープ	100,000,000	100,732,900	
	1 2 ソニー	900,000,000	904,749,240	
	2 4 ソニー	900,000,000	906,417,900	
	1.71% AMERICAN HONDA FINANCE 20110824	2,500,000,000	2,504,679,938	
	1 9 三洋電機	400,000,000	401,734,061	
	0.72% Hitachi Capital UK PLC 20110526	3,000,000,000	3,000,444,000	
	0.692% Komatsu Finance America 20110721	3,000,000,000	3,001,544,256	
	1.435% Komatsu Finance America 20120222	2,000,000,000	2,006,027,664	
	1.3% TOYOTA MOTOR CREDIT CORP. 20120316	200,000,000	201,357,042	
	7 アイシン精機	100,000,000	100,675,300	
	1 1 本田技研工業	1,200,000,000	1,206,058,800	
	0.54% Mizuho Securities Co Ltd 20120426	2,000,000,000	2,000,000,000	
	0.54% Mizuho Securities Co Ltd 20120426	2,000,000,000	2,000,000,000	
	6 リコ -	500,000,000	503,338,144	
	1 3 豊田通商	100,000,000	100,178,595	
	2 3 住友商事	800,000,000	803,378,696	
	7 1 三菱商事	2,251,000,000	2,264,557,217	
	1 8 クレディセゾン	300,000,000	300,202,580	
	3 1 クレディセゾン	500,000,000	504,143,067	
	3 2 クレディセゾン	300,000,000	302,956,800	
	3 4 クレディセゾン	200,000,000	200,709,908	
	4 みずほコーポレート	100,000,000	100,849,518	
	5 みずほコーポレート	4,400,000,000	4,445,113,200	
	6 みずほコーポレート	300,000,000	304,719,000	

2	みずほコーポレート	2,600,000,000	2,609,741,528
1	みずほコーポレート	2,500,000,000	2,500,677,449
7 7	東京三菱銀行	400,000,000	400,078,819
8 5	三菱東京ＵＦＪＢＫ	500,000,000	503,353,152
8 6	三菱東京ＵＦＪＢＫ	400,000,000	404,184,000
9 2	三菱東京ＵＦＪＢＫ	800,000,000	813,993,600
9 9	三菱東京ＵＦＪＢＫ	1,600,000,000	1,603,198,110
1 0 5	三菱東京ＵＦＪＢＫ	500,000,000	501,774,500
1 0 8	三菱東京ＵＦＪＢＫ	1,000,000,000	1,003,015,000
2	東京三菱ＢＫ劣後	300,000,000	301,332,331
3	東京三菱ＢＫ劣後	500,000,000	511,048,500
1 0 3	三菱東京ＵＦＪＢＫ	100,000,000	100,703,562
4	三井住友ＢＫ劣後	6,200,000,000	6,217,548,793
5	三井住友ＢＫ劣後	200,000,000	204,898,000
2	セブン銀行	400,000,000	403,037,840
3 5	三井住友銀行	400,000,000	400,012,478
3 8	三井住友銀行	700,000,000	706,098,245
3 9	三井住友銀行	200,000,000	202,032,000
4 0	三井住友銀行	1,500,000,000	1,524,051,000
4 1	三井住友銀行	200,000,000	203,039,400
3 0	エヌ・ティ・ティ・リ - ス	100,000,000	100,190,270
1 0	日産フィナンシャル	2,200,000,000	2,203,334,230
8	ホンダファイナンス	900,000,000	901,818,762
1 1	ホンダファイナンス	600,000,000	602,562,240
1 1	トヨタファイナンス	200,000,000	200,938,500
1 8	トヨタファイナンス	500,000,000	501,018,848
2 0	トヨタファイナンス	1,600,000,000	1,603,313,920
2 2	トヨタファイナンス	100,000,000	100,752,860
3 2	トヨタファイナンス	300,000,000	300,317,076
3 4	トヨタファイナンス	100,000,000	100,633,140
2 4	日立キャピタル	100,000,000	100,443,192
3 6	日立キャピタル	2,000,000,000	2,003,598,879
1 1 1	オリックス	300,000,000	303,157,146
1 1 7	オリックスＦＲ	600,000,000	600,000,000
1 2 1	オリックス	112,000,000	112,752,248
1	三菱ＵＦＪリース	800,000,000	810,984,000
5	三菱ＵＦＪリース	300,000,000	301,106,083
6	三菱ＵＦＪリース	400,000,000	404,250,000
1 1	野村ホールディング	2,321,000,000	2,329,213,252
1 2	野村ホールディング	1,000,000,000	1,015,218,000
1 3	野村ホールディング	2,000,000,000	2,030,224,000
5	野村ホールディングス	5,000,000,000	5,046,904,280
7	野村ホールディングス	1,000,000,000	1,015,943,000
5 3	三菱地所	200,000,000	202,510,600
5 8	住友不動産	300,000,000	301,273,424
6 0	住友不動産	1,800,000,000	1,814,642,018
3 5	東日本旅客鉄道	300,000,000	302,047,392
1 4	東京放送	1,500,000,000	1,502,786,070
1 2	ＮＴＴドコモ	100,000,000	100,945,620
4 6 4	東京電力	100,000,000	100,497,575
4 7 3	東京電力	100,000,000	99,109,600
4 8 7	東京電力	100,000,000	100,617,022
4 8 9	東京電力	800,000,000	805,408,952
4 9 1	東京電力	1,000,000,000	1,010,120,486
4 9 6	東京電力	120,000,000	118,414,680
5 4 3	東京電力	200,000,000	200,217,346
3 3 4	中国電力	100,000,000	100,701,640

	3 0 1 北海道電力	132,800,000	133,499,391	
社債券 合計		89,436,800,000	89,939,919,258	
その他有価証券	（短期社債等）			
	オリックス CP 20110630	7,000,000,000	6,995,309,122	
	（短期社債等） 合計	7,000,000,000	6,995,309,122	
その他有価証券 合計		7,000,000,000	6,995,309,122	
合計		183,264,610,000	184,275,252,528	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年5月31日

資産総額	17,510,135,354円	
負債総額	35,475,303円	
純資産総額（ - ）	17,474,660,051円	
発行済数量	17,474,788,457口	
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0000円	

（参考）公社債投信マザーファンド
純資産額計算書

平成23年5月31日

資産総額	179,205,241,293円	
負債総額	160,948,800円	
純資産総額（ - ）	179,044,292,493円	
発行済数量	172,591,252,171口	
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0374円	

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成23年5月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

２ 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成23年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	6	22,827
追加型株式投資信託	369	7,141,218
株式投資信託 合計	375	7,164,046
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,800,260
公社債投資信託 合計	17	2,800,260
総合計	392	9,964,306

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、また、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,783,803	1,820,358
有価証券	26,970,072	18,987,155
前払金	136	579
前払費用	77,248	24,840
未収入金	3,858	6,925
未収委託者報酬	7,030,430	6,933,076
未収収益	90,787	41,963
貯蔵品	30,324	23,337
繰延税金資産	566,334	286,080
その他	256,955	501,484
流動資産計	39,809,953	28,625,803
固定資産		
有形固定資産	1 1,186,818	1 967,190
建物（純額）	318,162	332,407
器具備品（純額）	757,333	634,782
建設仮勘定	111,322	-
無形固定資産	1,751,209	2,414,530
ソフトウェア	1,558,342	1,364,617
ソフトウェア仮勘定	179,630	1,037,069
電話加入権	11,850	11,850
商標権	660	396

その他		725		596
投資その他の資産		10,657,920		18,825,476
投資有価証券		10,018,677		12,339,547
関係会社株式		737,012		5,141,069
出資金		178,806		142,215
従業員に対する長期貸付金		104,419		99,889
差入保証金		617,615		609,781
長期前払費用		8,402		7,607
投資不動産（純額）	1	489,861	1	490,114
貸倒引当金	3	1,496,873		4,750
固定資産計		13,595,948		22,207,196
資産合計		53,405,901		50,833,000

（単位：千円）

	前事業年度 (平成22年 3月31日現在)		当事業年度 (平成23年 3月31日現在)	
負債の部				
流動負債				
預り金		46,289		46,454
未払金		7,304,929		6,501,119
未払収益分配金		31,110		27,599
未払償還金		261,645		119,838
未払手数料		3,847,895		3,725,807
その他未払金	2	3,164,277	2	2,627,872
未払費用		2,212,051		2,395,029
未払法人税等		692,446		895,379
未払消費税等		104,897		383,973
賞与引当金		838,400		263,000
その他		168,621		-
流動負債計		11,367,635		10,484,955
固定負債				
退職給付引当金		1,179,482		1,410,635
役員退職慰労引当金		39,300		59,160
繰延税金負債		1,963,856		1,977,913
固定負債計		3,182,638		3,447,708
負債合計		14,550,274		13,932,663
純資産の部				
株主資本				
資本金		15,174,272		15,174,272
資本剰余金				
資本準備金		11,495,727		11,495,727
資本剰余金合計		11,495,727		11,495,727
利益剰余金				
利益準備金		374,297		374,297
その他利益剰余金				
別途積立金		2,800,000		-
繰越利益剰余金		9,085,103		9,874,176

利益剰余金合計	12,259,401	10,248,473
株主資本合計	38,929,401	36,918,473
評価・換算差額等		
其他有価証券評価差額金	18,061	104,040
繰延ヘッジ損益	55,712	85,902
評価・換算差額等合計	73,774	18,137
純資産合計	38,855,627	36,900,336
負債・純資産合計	53,405,901	50,833,000

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	63,362,142	72,303,483
その他営業収益	432,889	345,390
営業収益計	63,795,032	72,648,873
営業費用		
支払手数料	37,293,022	41,437,322
広告宣伝費	917,652	967,991
公告費	257	1,256
受益証券発行費	131	3
調査費	4,336,342	6,192,360
調査費	771,298	831,159
委託調査費	3,565,043	5,361,200
委託計算費	601,778	718,414
営業雑経費	1,793,369	1,806,147
通信費	284,273	287,454
印刷費	837,408	674,758
協会費	45,168	47,465
諸会費	11,118	10,778
その他営業雑経費	615,400	785,691
営業費用計	44,942,552	51,123,496
一般管理費		
給料	4,847,709	4,192,794
役員報酬	217,200	157,200
給料・手当	3,478,553	3,545,655
賞与	313,555	226,939
賞与引当金繰入額	838,400	263,000
福利厚生費	680,311	619,459
交際費	80,019	68,476
寄付金	-	638
旅費交通費	178,718	266,082
租税公課	166,974	169,305
不動産賃借料	731,728	680,147
退職給付費用	303,972	334,864
役員退職慰労引当金繰入額	37,500	28,500
固定資産減価償却費	941,172	897,352
諸経費	990,534	1,170,318
一般管理費計	8,958,640	8,427,939
営業利益	9,893,838	13,097,437

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	
営業外収益				
受取配当金		61,884	1	573,514
有価証券利息		87,447		23,029
受取利息		3,425		2,673
時効成立分配金・償還金		40,507		149,120
投資有価証券売却益		213,196		38,591
有価証券償還益		33,090		-
その他		82,595		45,094
営業外収益計		522,147		832,022
営業外費用				
時効成立後支払分配金・償還金		101,945		98,613
貯蔵品廃棄損		44,214		25,533
投資有価証券売却損		263,840		7,515
為替差損		7,870		-
投資不動産管理費用		-		20,028
その他		68,406		36,603
営業外費用計		486,276		188,294
経常利益		9,929,709		13,741,165
特別利益				
貸倒引当金戻入額		159,959		614,232
特別利益計		159,959		614,232
特別損失				
固定資産除却損	2	16,233	2	1,067
ゴルフ会員権評価損		-		21,290
減損損失	3	76,450	3	35,468
その他		-		768
特別損失計		92,683		58,595
税引前当期純利益		9,996,985		14,296,802
法人税、住民税及び事業税		4,592,433		4,834,931
法人税等調整額		516,225		256,140
法人税等合計		4,076,208		5,091,072
当期純利益		5,920,777		9,205,730

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	2,800,000	2,800,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	2,800,000
当期変動額合計	-	2,800,000
当期末残高	2,800,000	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	9,659,553	9,085,103
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	2,800,000
剰余金の配当	6,495,227	11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	574,450	789,072
当期末残高	9,085,103	9,874,176
利益剰余金合計		
前期末残高	12,833,851	12,259,401
当期変動額		
剰余金の配当	6,495,227	11,216,657

当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	574,450	2,010,927
当期末残高	12,259,401	10,248,473

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
株主資本合計		
前期末残高	39,503,851	38,929,401
当期変動額		
剰余金の配当	6,495,227	11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	574,450	2,010,927
当期末残高	38,929,401	36,918,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	618,549	18,061
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	600,487	85,978
当期変動額合計	600,487	85,978
当期末残高	18,061	104,040
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	-	55,712
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	55,712	141,615
当期変動額合計	55,712	141,615
当期末残高	55,712	85,902
評価・換算差額等合計		
前期末残高	618,549	73,774
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	544,775	55,636
当期変動額合計	544,775	55,636
当期末残高	73,774	18,137
純資産合計		
前期末残高	38,885,301	38,855,627
当期変動額		
剰余金の配当	6,495,227	11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	544,775	55,636
当期変動額合計	29,674	1,955,290
当期末残高	38,855,627	36,900,336

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法により 計上しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。	(1) 子会社及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	時価法により計上しておりま す。	同左
3. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産 （リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通 りであります。 建物 6 ～ 47年 器具備品 3 ～ 20年 (2) 無形固定資産 （リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェア については、社内における利用可 能期間（5 年）に基づいておりま す。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	(1) 有形固定資産及び投資不動産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績 率法により、貸倒懸念債権及び破 産更生債権等については財務内容 評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与 の支給に備えるため、支給見込額 を計上しております。	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率法 により、貸倒懸念債権及び破産更 生債権等については財務内容評価 法により計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備 えるため、支給見込額を計上して おります。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左
5 . ヘッジ会計の方法	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券 (3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左 (1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
6 . リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	—————
7 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
---	---

	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、当該変更に伴う損益に与える影響はありません。
--	--

表示方法の変更

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
	（損益計算書） 1. 「有価証券償還益」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外収益に区分掲記しておりましたが、重要性が低いため「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度の、営業外収益の「その他」に含まれている「有価証券償還益」の金額は、3,185千円であります。 2. 「投資不動産管理費用」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、営業外費用の「投資不動産管理費用」として区分掲記しております。 なお、前事業年度の営業外費用の「その他」に含まれている「投資不動産管理費用」の金額は、17,078千円であります。 3. 「為替差損」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用に区分掲記しておりましたが、重要性が低いため「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の、営業外費用の「その他」に含まれている「為替差損」の金額は、8,906千円であります。

追加情報

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
（投資有価証券売却損益の計上区分の変更） 従来、投資有価証券売却損益は、特別利益又は特別損失の区分において処理しておりましたが、投資有価証券の保有方針等を勘案し、今後、経常的に発生すると見込まれるものについては、実態をより適切に表示するため、当事業年度より営業外収益又は営業外費用の区分において処理しております。 この結果、従来の方と同一の方法によった場合と比べ、経常利益は50,644千円少なく計上されておりますが、税引前当期純利益に与える影響はありません。	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成22年 3月31日現在）	当事業年度 （平成23年 3月31日現在）
1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 815,365千円 器具備品 1,938,369千円 投資建物 688,305千円 投資器具備品 27,339千円 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 3,002,391千円 3 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券（投資有価証券）に対するものであります。 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務598,500千円に対して保証を行っております。	1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 854,118千円 器具備品 2,129,756千円 投資建物 700,991千円 投資器具備品 28,141千円 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 2,591,913千円 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,384,110千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）	当事業年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）
2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 1,439千円 ソフトウェア 14,793千円	1 関係会社項目 関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 受取配当金 460,584千円 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 1,067千円

3 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（76,450千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物7,750千円及び土地68,700千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

3 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（35,468千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物26,868千円及び土地8,600千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	6,495	2,490	平成21年 3月31日	平成21年 6月22日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 11,216百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,300円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年6月28日

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	11,216	4,300	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年 6 月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 9,182百万円
 配当の原資 利益剰余金
 1 株当たり配当額 3,520円
 基準日 平成23年 3 月31日
 効力発生日 平成23年 6 月27日

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
（借主側） リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 該当事項はありません。	
(2)未経過リース料期末残高相当額 該当事項はありません。	
(3)支払リース料及び減価償却費相当額	

支払リース料	985千円
減価償却費相当額	985千円
(4)減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式、債券であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。債券は外貨建資産担保債券を保有しており、発行体の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は為替予約及び株式先物取引を行っております。当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。このうち株式先物取引についてはヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5．ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っており、外貨建資産担保債券について為替予約を利用してヘッジしております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保

有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

（ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、デリバティブ取引は信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注2＞参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,783,803	4,783,803	-
(2) 未収委託者報酬	7,030,430	7,030,430	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	34,012,542	34,012,542	-
資産計	45,826,776	45,826,776	-
(1) 未払手数料	3,847,895	3,847,895	-
(2) その他未払金	3,164,277	3,164,277	-
(3) 未払費用（*1）	1,696,832	1,696,832	-
負債計	8,709,004	8,709,004	-
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(7,985)	(7,985)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(159,516)	(159,516)	-
デリバティブ取引計	(167,501)	(167,501)	-

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

＜注１＞金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、及び (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに (3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注 2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	
外貨建資産担保債券 (*1)	311,905
非上場株式	1,172,137
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	737,012
(3) 長期差入保証金	617,615

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(*1) 外貨建資産担保債券に対する貸倒引当金を控除しております。

<注 3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	4,783,803	-	-	-
未収委託者報酬	7,030,430	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの	-	746,330	1,547,596	-
合計	11,814,233	746,330	1,547,596	-

外貨建資産担保債券311,905千円は清算事象が生じており、償還予定額を見込めないため上記表には含めておりません。

（追加情報）

当事業年度より、平成20年3月31日公表の「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第10号）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第19号）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、ヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5．ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

（ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注2＞参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,820,358	1,820,358	-
(2) 未収委託者報酬	6,933,076	6,933,076	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	30,154,565	30,154,565	-
資産計	38,908,001	38,908,001	-
(1) 未払手数料	3,725,807	3,725,807	-
(2) その他未払金	2,627,872	2,627,872	-
(3) 未払費用（*1）	1,951,710	1,951,710	-
負債計	8,305,391	8,305,391	-
デリバティブ取引（*2）	183,430	183,430	-

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

＜注１＞金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金・預金、及び（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券

関係」をご参照下さい。

負 債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注２>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	1,172,137
(2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069
(3) 長期差入保証金	609,781

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注３>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	1,820,358	-	-	-
未収委託者報酬	6,933,076	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの	-	1,588,634	4,868,529	-
合計	8,753,434	1,588,634	4,868,529	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 737,012千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1)株式	76,077	55,101	20,975
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	4,728,727	4,379,317	349,410
小計	4,804,805	4,434,419	370,385
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	29,207,737	29,608,576	400,839
小計	29,207,737	29,608,576	400,839
合計	34,012,542	34,042,996	30,453

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）、外貨建資産担保債券（貸借対照表計上額（貸倒引当金控除前）1,804,069千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他			
証券投資信託の受益証券	13,871,201	213,196	263,840
合計	13,871,201	213,196	263,840

当事業年度（平成23年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	4,822,299	4,383,992	438,306
小計	4,822,299	4,383,992	438,306
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1)株式	54,283	55,101	818
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	25,277,982	25,890,888	612,906
小計	25,332,266	25,945,990	613,724

合計	30,154,565	30,329,983	175,417
----	------------	------------	---------

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他 証券投資信託の受益証券	21,607,835	38,591	7,515
合計	21,607,835	38,591	7,515

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	280,388	-	7,985	7,985
合計		280,388	-	7,985	7,985

（注）時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価格により評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,303,784	-	159,516	東京証券取引所から公表された価格によっている。
合計			2,303,784	-	159,516	

当事業年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

(単位：千円)

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,435,030	-	183,430	東京証券取引所から公表された価格 によっている。
合計			2,435,030	-	183,430	

(退職給付関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,179,482千円 退職給付引当金 1,179,482千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 175,249千円 その他 128,723千円 退職給付費用 303,972千円 なお、「その他」の128,723千円は、確定拠出年金への掛金支払額であります。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,410,635千円 退職給付引当金 1,410,635千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 191,300千円 その他 143,564千円 退職給付費用 334,864千円 なお、「その他」の143,564千円は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 915,392 貸倒引当金 609,077 退職給付引当金 479,931 賞与引当金 302,163 株式譲渡損繰延 287,965 投資有価証券評価損 225,062 外貨建有価証券換算差額 176,654 未払事業税 163,956 出資金評価損 126,163 その他有価証券評価差額金 65,652 未払社会保険料 44,836	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 928,499 退職給付引当金 573,987 連結法人間取引（譲渡損） 294,850 投資有価証券評価損 216,468 未払事業税 212,062 出資金評価損 128,238 その他有価証券評価差額金 125,395 賞与引当金 107,014 器具備品 38,093 役員退職慰労引当金 24,072 未払社会保険料 11,722

繰延ヘッジ損益	38,221	その他	28,763
器具備品	38,093	繰延税金資産小計	2,689,169
役員退職慰労引当金	15,991	評価性引当額	1,547,609
その他	27,316	繰延税金資産合計	1,141,560
繰延税金資産小計	3,516,480	繰延税金負債	
評価性引当額	2,139,543	連結法人間取引（譲渡益）	2,772,301
繰延税金資産合計	1,376,937	繰延ヘッジ損益	58,934
繰延税金負債		その他	2,156
株式譲渡益繰延	2,772,301	繰延税金負債合計	2,833,392
その他	2,156	繰延税金負債の純額	1,691,832
繰延税金負債合計	2,774,458		
繰延税金負債の純額	1,397,521		
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		法定実効税率（調整）	40.69%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.25
		住民税均等割	0.02
		評価性引当額	4.14
		その他	0.07
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.60

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接 100.0	経営管理	債務保証	598,500	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	22,043,473	未払手数料	2,870,857
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケットツ㈱	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	676,687	未払手数料	64,597
							為替予約	3,946,508	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、証券投資信託の代行手数料の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として、代行手数料を支払っております。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

3. 大和証券エスエムピーシー㈱は、平成22年1月1日付で、大和証券キャピタル・マーケットツ㈱に商号変更しております。

2. 親会社に関する注記

㈱大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接 100.0	経営管理	債務保証	1,384,110	-	-
子会社	Daiwa Asset Management (India)Private Limited	India	1,128	金融商品取引業	(所有) 直接 91.0	経営管理	増資の引受	3,204,985	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(2) インド共和国における外国資本規制上の最低払込金額を満たすため、当社がDaiwa Asset Management(India)Private Limited社の行った増資を1株につき72円86銭で引き受けております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	21,941,957	未払手数料	2,760,790
同一の親会社をもつ会社	大和証券 キャピタル・ マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	666,862	未払手数料	70,947
							為替予約	1,160,187	-	-
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,085,626	未払費用	129,623

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	35,468	35,468

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3 月 27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21日）を適用しております。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
1株当たり純資産額 14,895.63円 1株当たり当期純利益 2,269.77円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 14,146.05円 1株当たり当期純利益 3,529.09円 同左

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
当期純利益（千円）	5,920,777	9,205,730
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

（追加情報）

前事業年度（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

当社及び株式会社大和証券グループ本社（以下、総称して「大和証券グループ」）は、株式会社新生銀行傘下で、インド共和国においてアセットマネジメント事業を行っているShinsei Asset Management (India) Private Limited（以下、「SAMI」）及びShinsei Trustee Company (India) Private Limited（以下、「STC」）の全株式を株式会社新生銀行及びその他の株主から取得いたしました。

本件について、平成22年12月20日に買収手続きを完了した後、「SAMI」及び「STC」は、Daiwa Asset Management (India) Private Limited（以下、「DAMI」）及びDaiwa Trustee Company (India) Private Limited（以下、「DTC」）として商号を変更しました。その後、インドにおける外国資本規制上の最低払込金額を満たすために、平成23年 1 月31日に増資を行っております。「DAMI」及び「DTC」は大和証券グループの100%子会社であり、当社の取得原価、増資の引受、貸借対照表計上額並びに出資比率は下記のとおりであります。

（単位：千円）

	DAMI	DTC
取得原価	1,059,552	2,717
増資の引受	3,204,985	9,944
貸借対照表計上額（注） 関係会社株式	4,391,020	13,037
出資比率	91.0%	99.9%

（注）取得付随費用を算入した後の金額になります。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成22年12月20日付で、Shinsei Asset Management (India) Private Limited（現Daiwa Asset Management (India) Private Limited）およびShinsei Trustee Company (India) Private Limited（現Daiwa Trustee Company (India) Private Limited）への出資を行ない、当該2社を子会社といたしました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額 11,000百万円（平成23年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 （平成23年 3月末日現在）	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に 定める第一種金融商品 取引業を営んでいます。
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	255,700	
安藤証券株式会社	2,280	
今村証券株式会社	500	
エース証券株式会社	8,831	
S M B C フレンド証券株式会社	27,270	
株式会社 S B I 証券	47,937	
岡地証券株式会社	1,500	
共和証券株式会社	500	
極東証券株式会社	5,251	
黒川木徳証券株式会社	2,065	
コスモ証券株式会社	13,500	
寿証券株式会社	305	
静岡東海証券株式会社	600	
株式会社証券ジャパン	3,000	
大熊本証券株式会社	343	
立花証券株式会社	6,695	
ちばぎん証券株式会社	4,374	
東海東京証券株式会社	6,000	
堂島関東証券株式会社	1,433	
中原証券株式会社	506	
奈良証券株式会社	117	
新潟証券株式会社	600	
西村証券株式会社	500	
日産センチュリー証券株式会社	1,500	
八十二証券株式会社	800	
浜銀 T T 証券株式会社	3,307	

ばんせい証券株式会社	1,558	
日の出証券株式会社	4,650	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	
廣田証券株式会社	600	
マネックス証券株式会社	7,425	
丸三証券株式会社	10,000	
三木証券株式会社	500	
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	() 18,000	
むさし証券株式会社	5,000	
八幡証券株式会社	1,260	
山形証券株式会社	100	
豊証券株式会社	2,540	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	
株式会社愛知銀行	18,000	銀行法に 基づき銀行業を 営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	419,781	
株式会社青森銀行	19,562	
株式会社大分銀行	19,598	
株式会社大垣共立銀行	36,166	
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	
株式会社香川銀行	12,014	
株式会社関西アーバン銀行	47,039	
株式会社岐阜銀行	15,000	
岐阜信用金庫	21,826	(注1)
株式会社京都銀行	42,103	銀行法に 基づき銀行業を 営んでいます。
株式会社中京銀行	31,844	
株式会社東京スター銀行	26,000	
株式会社東和銀行	38,653	
株式会社富山第一銀行	8,000	
株式会社西日本シティ銀行	85,745	
株式会社福井銀行	17,965	
株式会社福島銀行	18,127	
株式会社北陸銀行	149,409	
株式会社北國銀行	26,673	
株式会社三重銀行	15,295	
株式会社山形銀行	12,008	
労働金庫連合会	120,000	(注2)

() 資本金の額は、平成23年4月22日現在のものです。

(注1) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注2) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

委託会社は、安藤証券株式会社の株式を40,000株所有しています。

委託会社は、岡地証券株式会社の株式を240,000株所有しています。

委託会社は、共和証券株式会社の株式を230,000株所有しています。

委託会社は、寿証券株式会社の株式を185,000株所有しています。

委託会社は、奈良証券株式会社の株式を250,000株所有しています。

委託会社は、西村証券株式会社の株式を50,000株所有しています。

委託会社は、丸三証券株式会社の株式を133,704株所有しています。

委託会社は、むさし証券株式会社の株式を207,750株所有しています。

委託会社は、リテラ・クレア証券株式会社の株式を615,736株所有しています。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成23年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成22年7月12日	有価証券報告書（第49期）・同添付書類
平成23年1月12日	半期報告書（第50期中）
平成23年3月4日	有価証券届出書・同添付書類

独立監査人の監査報告書

平成23年5月27日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

佐藤 茂 印

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信（4月号）の平成22年4月20日から平成23年4月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信（4月号）の平成23年4月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月 2 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅 津 広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信（4月号）の平成21年4月21日から平成22年4月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信（4月号）の平成22年4月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。